

教育委員会会議提出議案

第60号

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和8年3月13日
教 育 長

(理由)

教育庁本庁の組織改編等に伴い、福岡県教育庁組織規則等の一部を改正するもの。

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則 の制定について（概要）

1 改正の概要

- (1) 教育庁本庁の組織を見直し、教育総務部に「教育イノベーション推進課」を新設するもの（別添資料1のとおり）。

〔改正する規則〕

- ア 福岡県教育庁組織規則
- イ 福岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則
- ウ 福岡県教育振興審議会規則

- (2) その他所要の規定の整備を行うもの。

〔改正する規則〕

- ア 福岡県知事の補助職員に対する福岡県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則
- イ 福岡県教育委員会が実施する指導改善研修における認定の手續等に関する規則

2 施行期日

令和8年4月1日

令和8年度教育庁本庁組織の改編（課の新設）について（案）

1 概要

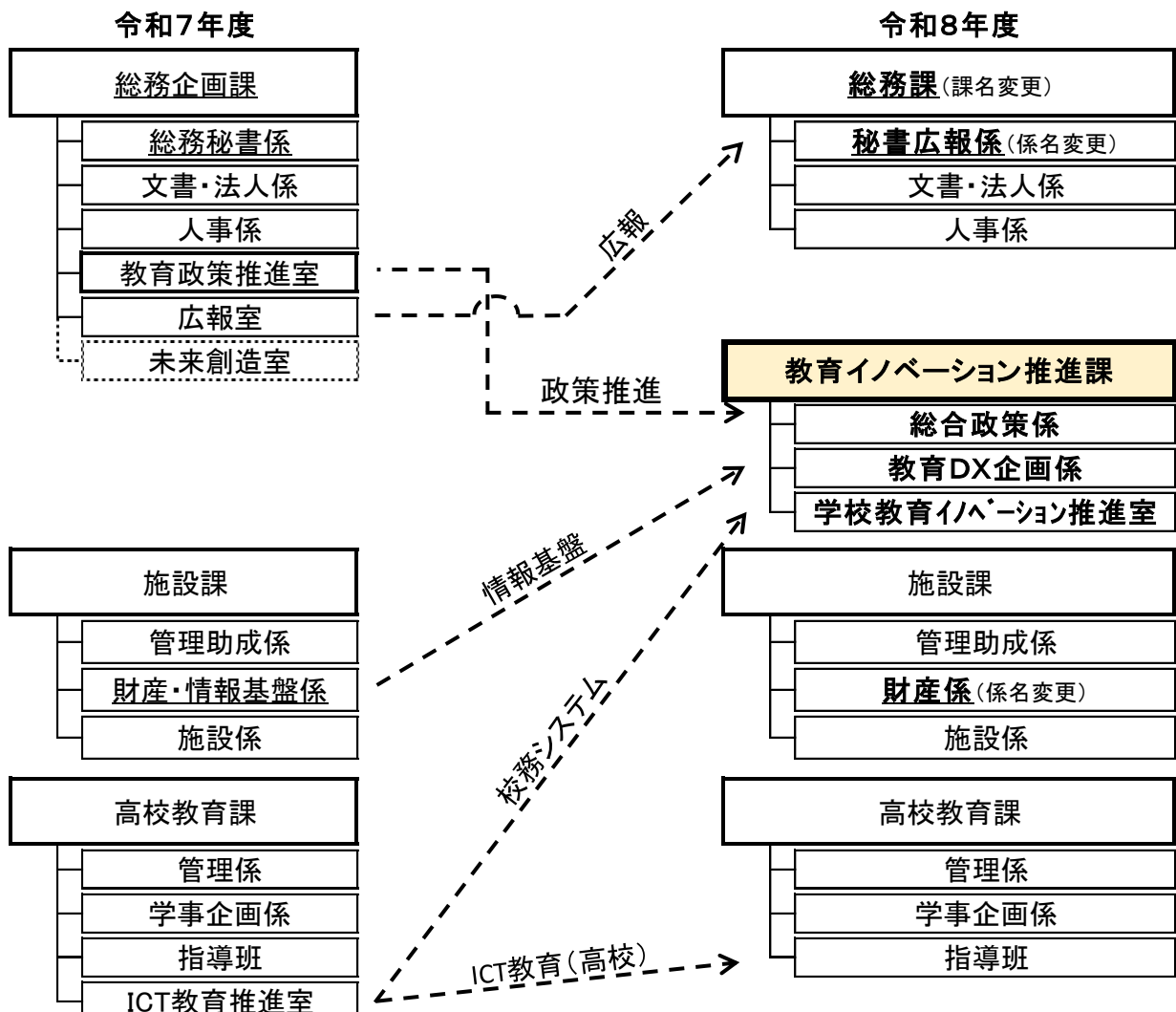
社会構造の変化やデジタル技術の発展等により教育における課題は複雑かつ多様化しているなか、本県の課題解決に向けて本庁各課を強くリードするため、総務企画課教育政策推進室を独立させ、将来を見据えた教育委員会の施策の総合的企画及び推進を行う「教育イノベーション推進課」を新設する。

特に、教育DXに関して国が急速に施策を展開し公教育の在り方も変わろうとしていることに鑑み、新設課で本県における総合的な推進を行う。

2 教育イノベーション推進課の主な担当事務

- (1) 令和9年度の総合計画及び学校教育振興プランの見直しに合わせて学校教育及び社会教育分野に係る中長期計画の策定、その施策や事業の総合的推進
- (2) 高校教育改革の企画（少子化や多様化するニーズへの対応、県立高校の魅力化・発信）
- (3) 生成AIの利活用推進、校務DXによる事務効率化の推進
- (4) 各課の所管する既存の教育DX関連事務事業の統括、情報基盤構築運営事業等の一本化

3 事務分掌の移管



福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号の表中

総務企画課	総務秘書係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室 広報室
-------	------------------------------

を

総務課	秘書広報係 文書・法人係 人事係
教育イノベーション推進課	総合政策係 教育DX企画係 学校教育イノベーション推進室

に

、「財産・情報基盤係」を「財産係」に改め、同条第二号の表中「ICT教育推進室」を削る。

第九条の見出しを「(総務課の分掌事務)」に改め、同条中「総務企画課」を「総務課」に改め、同条第二十一号中「教育要覧、」を削り、同条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、第三十一号から第四十二号までを削り、第四十三号を第三十号とし、第四十四号を第三十一号とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(教育イノベーション推進課の分掌事務)

第九条の二 教育総務部教育イノベーション推進課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。
- 二 教育施策の策定及び重要施策の進行管理に関すること。
- 三 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価に関すること。

四 県立学校の高等学校教育改革の推進（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する事。

五 教育委員会の所掌事務に係る情報の収集及び整理等に関する事。
六 教育委員会の所掌事務に係る国際交流の調整に関する事。
七 知事部局との連絡調整（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する事。

八 ふくおか教育月間に関する事。

九 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導助言（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する事。

十 市町村教育委員会教育長及び委員の研修に関する事。

十一 教育改革推進本部に関する事。

十二 福岡県教育振興審議会に関する事。

十三 教育委員会の所掌事務に係る情報化の推進に関する事。

十四 教育D Xの総合企画に関する事。

十五 公立学校における教育D Xの活用（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する事。

十六 教育委員会の所掌事務に係る情報セキュリティに関する事。

十七 県立学校における情報基盤の整備に関する事。

十八 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の施設の情報基盤の整備に関する指導助言に関する事。

十九 公立学校におけるICTを活用した教育推進の総括及び研究に関する事。

二十 教育長が特に命じた事項に関する事。

第十二条中第七号から第十号までを削る。

（福岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部改正）

第二条 福岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成八年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に、「総務企画課長」を「総務課長」に、「行政経営企画課」を「法務・県民情報課」に、「総務企画課」を「総務課」に改める。

（福岡県教育振興審議会規則の一部改正）

第三条 福岡県教育振興審議会規則（平成三十一年福岡県教育委員会規則
第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「総務企画課」を「教育イノベーション推進課」に改める。

（福岡県知事の補助職員に対する福岡県教育委員会の権限に属する事務
の委任に関する規則の一部改正）

第四条 福岡県知事の補助職員に対する福岡県教育委員会の権限に属する
事務の委任に関する規則（平成二十九年福岡県教育委員会規則第六号）
の一部を次のように改正する。

第二条の表中「人づくり・県民生活部長」を「市町村・地域振興部長
」に改める。

（福岡県教育委員会が実施する指導改善研修における認定の手續等に関
する規則の一部改正）

第五条 福岡県教育委員会が実施する指導改善研修における認定の手續等
に関する規則（平成二十年福岡県教育委員会規則第七号）の一部を次の
ように改正する。

本則中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

○ 福岡県教育庁組織規則（平成三十年福岡県教育委員会規則第一号）改正案 新旧対照表

改正案	現行																										
<p>(部に属する組織)</p> <p>第八条 次の各号に掲げる部に、当該各号の表の上欄に掲げる課を置き、各課に当該下欄に掲げる係、班及び室を置く。</p> <p>一 教育総務部</p> <table border="1" data-bbox="1447 140 1733 798"> <tr> <td>総務課</td> <td>秘書広報係 文書・法人係 人事係</td> </tr> <tr> <td>教育イノベーション推進課</td> <td>総合政策係 教育DX企画係 学校教育イノベーション推進室</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設課</td> <td>管理助成係 財産係 施設係</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>二 教育振興部</p> <table border="1" data-bbox="1263 140 1391 798"> <tr> <td>高校教育課</td> <td>管理係 学事企画係 指導班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第九条 教育総務部総務課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三～十九 (略)</p> <p>二十 教育便覧及び教育調査報告書に関すること。</p> <p>二十一～二十九 (略)</p>	総務課	秘書広報係 文書・法人係 人事係	教育イノベーション推進課	総合政策係 教育DX企画係 学校教育イノベーション推進室	(略)	(略)	施設課	管理助成係 財産係 施設係	(略)	(略)	高校教育課	管理係 学事企画係 指導班	(略)	(略)	<p>(部に属する組織)</p> <p>第八条 次の各号に掲げる部に、当該各号の表の上欄に掲げる課を置き、各課に当該下欄に掲げる係、班及び室を置く。</p> <p>一 教育総務部</p> <table border="1" data-bbox="1447 828 1733 1481"> <tr> <td>総務企画課</td> <td>総務秘書係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室 広報室</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設課</td> <td>管理助成係 財産・情報基盤係 施設係</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>二 教育振興部</p> <table border="1" data-bbox="1263 828 1391 1481"> <tr> <td>高校教育課</td> <td>管理係 学事企画係 指導班 ICT教育推進室</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第九条 教育総務部総務企画課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 教育委員会の所掌事務に係る国際交流の調整に関すること。</p> <p>十四～二十 (略)</p> <p>二十一 教育要覧、教育便覧及び教育調査報告書に関すること。</p> <p>二十二～三十 (略)</p> <p>三十一 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>三十二 教育施策の策定及び重要施策の進行管理に関すること。</p> <p>三十三 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価に関すること。</p> <p>三十四 教育委員会の所掌事務に係る情報の収集及び整理等に関すること。</p> <p>三十五 教育委員会の所掌事務に係る情報化の推進に関すること。</p> <p>三十六 知事部局との連絡調整（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>三十七 ふくおか教育月間に関すること。</p> <p>三十八 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導助言（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>三十九 市町村教育委員会教育長及び委員の研修に関するこ</p>	総務企画課	総務秘書係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室 広報室	(略)	(略)	施設課	管理助成係 財産・情報基盤係 施設係	(略)	(略)	高校教育課	管理係 学事企画係 指導班 ICT教育推進室	(略)	(略)
総務課	秘書広報係 文書・法人係 人事係																										
教育イノベーション推進課	総合政策係 教育DX企画係 学校教育イノベーション推進室																										
(略)	(略)																										
施設課	管理助成係 財産係 施設係																										
(略)	(略)																										
高校教育課	管理係 学事企画係 指導班																										
(略)	(略)																										
総務企画課	総務秘書係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室 広報室																										
(略)	(略)																										
施設課	管理助成係 財産・情報基盤係 施設係																										
(略)	(略)																										
高校教育課	管理係 学事企画係 指導班 ICT教育推進室																										
(略)	(略)																										

改正案	現行
<p>第九条の二 教育総務部教育イノベーション推進課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。 二 教育施策の策定及び重要施策の進行管理に関すること。 三 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価に関すること。 四 県立学校の高等学校教育改革の推進（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。 五 教育委員会の所掌事務に係る情報の収集及び整理等に関すること。 六 教育委員会の所掌事務に係る国際交流の調整に関すること。 七 知事部局との連絡調整（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。 八 ふくおか教育月間に関すること。 九 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導助言（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。 十 市町村教育委員会教育長及び委員の研修に関すること。 十一 教育改革推進本部に関すること。 十二 福岡県教育振興審議会に関すること。 十三 教育委員会の所掌事務に係る情報化の推進に関すること。 十四 教育DXの総合企画に関すること。 十五 公立学校における教育DXの活用（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。 十六 教育委員会の所掌事務に係る情報セキュリティに関すること。 十七 県立学校における情報基盤の整備に関すること。 十八 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の施設の情報基盤の整備に関する指導助言に関すること。 十九 公立学校におけるICTを活用した教育推進の総括及び研究に関すること。 二十 教育長が特に命じた事項に関すること。 <p>（施設課の分掌事務）</p> <p>第十二条 教育総務部施設課の分掌する事務は、次のとおり</p>	<p>と。</p> <ol style="list-style-type: none"> 四十 教育改革推進本部に関すること。 四十一 福岡県教育振興審議会に関すること。 四十二 教育長が特に命じた事項に関すること。 <p>四十三～四十四 （略）</p>

改正案	現行
<p>とする。</p> <p>一〇六 (略)</p>	<p>とする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 教育委員会の所掌事務に係る情報セキュリティに関すること。</p> <p>八 県立学校における情報基盤の整備に関すること。</p> <p>九 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の施設の情報基盤の整備に関する指導助言に関すること。</p> <p>十 共用ネットワーク、共用パソコン及び社会保険・税番号制度に関する知事部局との連絡調整(他の課の所掌に係るものを除く。)に関すること。</p>

○ 福岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会に付与の手續に関する規則(平成八年福岡県教育委員会規則第六号)改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>福岡県教育委員会及びその権限に属する事務を委任された者(市町村教育委員会を除く。)が行う行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章第二節及び第三節並びに福岡県行政手続条例(平成八年福岡県条例第一号)第三章第二節及び第三節の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手續については、福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則(平成八年福岡県規則第二号)の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「総務部法務・県民情報課」とあるのは「教育庁教育総務部総務課長」と、「総務部長」とあるのは「教育庁教育総務部法務・県民情報課」とあるのは「教育庁教育総務部総務課」と読み替えるものとする。</p>	<p>福岡県教育委員会及びその権限に属する事務を委任された者(市町村教育委員会を除く。)が行う行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章第二節及び第三節並びに福岡県行政手続条例(平成八年福岡県条例第一号)第三章第二節及び第三節の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手續については、福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則(平成八年福岡県規則第二号)の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「総務部行政経営企画課」とあるのは「教育庁教育総務部総務企画課長」と、「総務部長」とあるのは「教育庁教育総務部行政経営企画課」とあるのは「教育庁教育総務部総務企画課」と読み替えるものとする。</p>

○ 福岡県教育振興審議会規則(平成三十一年福岡県教育委員会規則第二号)改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>(庶務)</p> <p>第十一条 審議会の庶務は、教育庁教育総務部教育イノベーション推進課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第十一条 審議会の庶務は、教育庁教育総務部総務企画課において処理する。</p>

○ 福岡県知事の補助職員に対する福岡県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成二十九年福岡県教育委員会規則第六号）改正案 新旧対照表

改正案		現行	
(委任)			
<p>第二条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる者に、新しく設置する県立美術館（以下「新県立美術館」という。）の事務のうち、同表下欄に掲げる事務を委任する。</p>		<p>第二条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる者に、新しく設置する県立美術館（以下「新県立美術館」という。）の事務のうち、同表下欄に掲げる事務を委任する。</p>	
受任者	委任事項	受任者	委任事項
市町村・地域振興部長	新県立美術館の設置に関すること	人づくり・県民生活部長	新県立美術館の設置に関すること

○ 福岡県教育委員会が実施する指導改善研修における認定の手續等に関する規則（平成二十年福岡県教育委員会規則第七号）改正案 新旧対照表

改正案		現行	
(趣旨)			
<p>第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条第五項及び第六項の規定に基づき、福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する指導改善研修における事実の確認の方法、認定の手續その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第二条 教育委員会が、法第二十五条第一項に規定する指導が不適切である教諭等（養護教諭及び栄養教諭を含む。以下同じ。）の認定を行う場合は、申請に基づき行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第四条 (略)</p> <p>(委員会の設置等)</p> <p>第五条 教育委員会は、法第二十五条第五項に規定する者で構成する指導が不適切である教諭等の審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(指導の改善の程度に関する認定)</p> <p>第六条 法第二十五条第四項に規定する認定を行うに当たっては、第四条及び前条第二項の規定を準用する。</p> <p>第七条 (略)</p>		<p>第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する指導改善研修における事実の確認の方法、認定の手續その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第二条 教育委員会が、法第二十五条の二第一項に規定する指導が不適切である教諭等（養護教諭及び栄養教諭を含む。以下同じ。）の認定を行う場合は、申請に基づき行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第四条 (略)</p> <p>(委員会の設置等)</p> <p>第五条 教育委員会は、法第二十五条の二第五項に規定する者で構成する指導が不適切である教諭等の審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(指導の改善の程度に関する認定)</p> <p>第六条 法第二十五条の二第四項に規定する認定を行うに当たっては、第四条及び前条第二項の規定を準用する。</p> <p>第七条 (略)</p>	